

神戸女子大学学位規程

（目 的）

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）の規定に基づき、神戸女子大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

（学位の授与要件）

第2条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程を修了しない者であっても、博士の学位論文（以下「博士論文」という。）を提出して大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する。

（専攻分野の名称）

第3条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

（学位授与の申請）

第4条 大学院の学生が学位の授与を申請する場合は、次に掲げる書類を所定の期日までに学長に提出するものとする。

（1）修士の学位授与の申請にあつては、修士論文（神戸女子大学大学院学則第22条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。）および論文等の要旨

（2）博士の学位授与の申請にあつては、学位論文審査願、博士論文、論文の要旨、履歴書及び研究業績書

2 第2条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位論文審査願に前項に規定する博士論文等及び学位論文審査手数料80,000円を添えて学長に提出するものとする。

3 学位論文は1編とし、修士論文は3部、博士論文は3部提出するものとする。なお、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等を提出させることができる。

5 受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

（学位論文の審査）

第5条 学長は、前条の規定により学位授与の申請があつたときは、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に受理の可否を付託し、可とされた場合は、その審査を付託しなければならない。

（審査委員会）

第6条 研究科委員会は、前条に規定する審査を付託されたときは、学位論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 審査委員会は、当該研究科委員会で選出された教員3名以上で構成するものとする。ただし、必要があるときは、研究科長は他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。この場合、研究科長は研究科委員会の意見を聴くことができる。
- 3 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を行う。
- 4 試験は、学位論文の内容を中心として、これに関連ある科目について筆記試験又は口頭試験により行う。
- 5 前項に規定する口頭試験は、原則として公開とする。

第7条（削除）

（学力の確認）

第8条 第2条第3項に規定する大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認は、筆記試験又は口頭試験により行うものとする。

- 2 大学院博士後期課程に修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学したときから3年以内に論文提出による学位の審査を申請した時は、学力の確認を免除することができる。

（審査期間）

第9条 第2条第2項に規定する者の博士論文の審査及び試験は、原則として学生の在学期間中に終了しなければならない。

- 2 第2条第3項に規定する者の博士論文の審査及び学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

（審査の結果の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、次に掲げる書類に学位を授与できるか否かの意見を添え、直ちに研究科委員会に報告しなければならない。

- （1）修士の学位にあつては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果
- （2）博士の学位にあつては、審査結果の要旨、論文審査の結果及び試験の結果又は学力の確認の要旨

（学位授与の決議）

第11条 研究科委員会は、前条に規定する報告に基づいて、学位を授与すべきか否かを審議し、議決しなければならない。

- 2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3 学位の授与を決議するときは、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 4 研究科委員会が第1項の決議をしたときは、研究科長は、決議の結果を意見として学長に述べなければならない。この場合、文書をもって意見を述べるものとする。

（学位の授与）

第12条 学長は、研究科長の意見を聴き、学位記を授与する。

- 2 学位を授与できない者には、その旨を通知する。

（学位授与の報告）

第13条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、博士学位簿に登録の上、当該学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（博士論文の要旨の公表）

第14条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内にその博士論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表しなければならない。

（博士論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に本学の協力を得てその博士論文の全文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、本学の承認を得て、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。

3 学位を授与された後に、博士論文を公表する場合には、神戸女子大学において審査を受けた博士論文であることを明記しなければならない。

（学位の名称）

第16条 本学の修士又は博士の学位を授与された者が、修士又は博士の学位の名称を用いるときは、「神戸女子大学」と付記するものとする。

（学位の取消し）

第17条 本学において修士又は博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、研究科委員会の意見を聴き、修士又は博士の学位を取消すものとする。

（1）不正の方法によって修士又は博士の学位の授与を受けた事実が判明したとき。

（2）その名誉を汚す行為があったとき。

（学位記の様式）

第18条 学位記の様式は、別記様式第1号から別記様式第5号までとする。

（改正）

第19条 この規程の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会及び研究科委員会の意見を聴くことができる。

別表第1（第3条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野

学 部 名	学科・課程	専攻分野の名称
文 学 部	日 本 語 日 本 文 学 科	日 本 語 日 本 文 学
	英 語 英 米 文 学 科	英 語 英 米 文 学
	国 際 教 養 学 科	国 際 教 養 学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	社 会 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
	健康スポーツ栄養学科	栄 養 学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学
看 護 学 部	看 護 学 科	看 護 学

別表第2（第3条第2項関係）

修士及び博士の学位に付記する専攻分野

研 究 科 名	専 攻	専攻分野の名称	
		修 士	博 士
家政学研究科	食物栄養学専攻	食物栄養学	食物栄養学
	生活造形学専攻	生活造形学	生活造形学
文学研究科	日本文学専攻	日本文学	日本文学
	英文学専攻	英文学	英文学
	日本史学専攻	日本史学	日本史学
	教育学専攻	教育学	教育学
健康栄養学研究科	健康栄養学専攻	健康栄養学	—
看護学研究科	看護学専攻	看護学	看護学

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。（博士課程新設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年9月16日から施行し、平成3年7月1日から適用する。ただし、別表第2の表中「英文学専攻」「博士課程」欄の「英文学」については、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項については、平成4年3月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。（社会福祉学科設置に伴う改正）

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。（博士課程増設に伴う改正）

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月12日から施行する。（別記様式第1（学士の学位記）変更に伴う改正）

第2編（神戸女子大学学位規程）

附 則

この規程は、平成18年2月23日から施行する。

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

別記様式第4（博士の学位記）の変更に伴う改正

附 則

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日から平成21年3月31日までの3年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 ・ 専 攻 ・ 課 程		専攻分野の名称
文 学 部	文学科	国文学専攻	国 文 学
		英文学専攻	英 文 学
	史 学 科		歴 史 学
	教 育 学 科		教 育 学
	社 会 福 祉 学 科		社会福祉学
家政学部	家 政 学 科		家 政 学
	管理栄養士養成課程		栄 養 学

附 則

第1条 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この規程の施行日から平成24年3月31日までの3年間の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 部 名	学 科 ・ 課 程	専攻分野の名称
文 学 部	日本語日本文学科	日本語日本文学
	英語英米文学科	英語英米文学
	神戸国際教養学科	国 際 教 養 学
	史 学 科	歴 史 学
	教 育 学 科	教 育 学
健康福祉学部	健 康 福 祉 学 科	社 会 福 祉 学
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学
	管理栄養士養成課程	栄 養 学

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第2（健康栄養学研究科の設置に伴う改正）

別記様式第5（（修士課程修了の学位記）の追加）

附 則

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（神戸国際教養学科の名称変更に伴う改正）

第2条 神戸国際教養学科は、改正後の第3条に定める別表第1に掲げる学科・課程にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在籍した者が当該学科に在籍しなくなるまでの間存続するものとし、従前のとおりとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第2（看護学研究科設置に伴う改正）

別記様式第1（学士の学位記）

第 号	学位記	氏 名	年 月 日生	本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め 本学を卒業したので学士（〇〇）の学位を 授与する	年 月 日	神戸女子大学長 印
--------	-----	--------	--------------	---	-------------	-----------

別記様式第2（博士前期課程修了の学位記）

第 号	学位記	氏 名	年 月 日生	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程 において所定の単位を修得し学位論文の審査 及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の 学位を授与する	年 月 日	神戸女子大学長 印
--------	-----	--------	--------------	--	-------------	-----------

別記様式第3（博士後期課程修了の学位記）

第 号	論文題目	氏名	学位記
神戸女子大学長 印	年 月 日	年 月 日生	

本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（○○）の学位を授与する

別記様式第4（博士の学位記 論文博士）

第 号	論文題目	氏名	学位記
神戸女子大学長 印	年 月 日	年 月 日生	

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

別記様式第5（修士課程修了の学位記）

第 号	氏 名	年 月 日生	学位記
本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に 合格したので修士（○○）の学位を授与する			
年 月 日			
神戸女子大学長 印			